

菌床しいたけ栽培 新規就農者募集

町では、特産化を進めている菌床しいたけの更なる振興を図るため、町の栽培研修棟において、「栽培作業を実践しながら技術習得する新規就農者」を募集します。

募集対象者：45歳未満の方

募集条件：八峰町内に住所を有している（予定）こと。

栽培研修終了後は、新規就農者として独立し菌床しいたけ栽培に取り組むこと。
（独立就農者には、国の助成制度があります。）

募集人数：2名

研修期間：2年間（令和3年4月～令和5年3月まで）

なお、栽培技術の習得状況によっては期間を短縮する場合があります。

栽培研修場所：有限会社峰浜培養第2工場敷地内（八峰町峰浜目名瀧字大沼13番地20）

雇用形態等：研修期間中は、研修元の有限会社峰浜培養と雇用契約を結ぶこととなりますので、毎月16万円程度の給料が有限会社峰浜培養から支払われることとなります。

また、研修終了後は、独立就農することとなりますが、その場合、施設1棟（75坪）からの所得額（販売額から諸経費を差し引いた額）は、令和元年度実績で86万円から241万円となっています。

（栽培方式や管理状況で収量等に較差が出るため、所得金額にも増減が出ます。また、自分が働いた労務費は経費として差し引かれているため、実際はこの所得に自分の賃金分が加算されることとなります。）

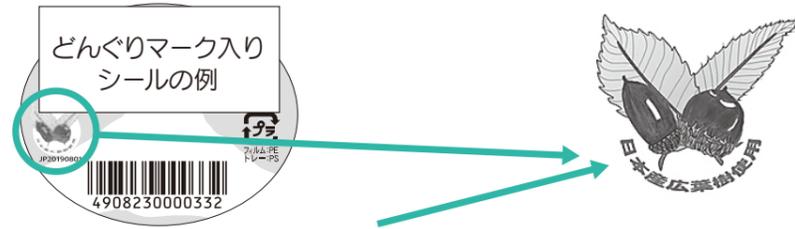
申込方法：応募される方は、役場農林振興課または町ホームページに掲載されている「八峰町菌床しいたけ栽培研修申請書」に履歴書を添えて、下記期限までに役場農林振興課まで持参願います。

申込期限：令和3年3月26日（金）

申込み・問合せ先：農林振興課 農政係（☎76-4609）



「どんぐりマーク」の意味をご存じですか？



最近、お店で「生しいたけ」を選ぶとき、このようなマークの付いたシールを見かけませんか？
このシールのマークは「どんぐりマーク」といって、国内種菌メーカーでつくる「全国食用きのこ種菌協会」の登録商標で、栽培原料の原産地をイメージしています。

生しいたけの原産地表示は、「長いところルール」によって表示されるため、国外から輸入した菌床を使用して栽培したものも「国産」と表示されています。

この「どんぐりマーク入りシール」が付いて販売されている「生しいたけ」は、原料となるオガ粉に国産樹林を75%以上使用し製造した菌床で栽培されたことを表しており、そのことを消費者の皆さんに分かりやすく伝えるための目印となるものです。

お店で「生しいたけ」を購入する時は、このマークを参考にされてはいかがでしょうか？

■問合せ先 J A秋田やまもと北部営農センター（☎76-3152）
農林振興課 農政係（☎76-4609）

農業委員・農地利用最適化推進委員を募集します

募集期間

令和3年2月24日（水）～令和3年3月25日（木）（必着）

募集人員

■農業委員

募集人数：13名 任期：令和3年7月1日～令和6年6月30日

■農地利用最適化推進委員

募集人数：13名 任期：令和3年7月1日～令和6年6月30日
（農地利用最適化推進委員は、下記の担当地区ごとに募集します。）

地区名	区域名
八森地区 2名	八森
沢目地区 5名	水沢、目名瀧、高野々、田中、沼田
塙川地区 6名	塙、畑谷、坂形、石川、小手萩、内荒巻



応募方法

○農業委員と農地最適化推進委員の両方に応募できます。

①個人の推薦による応募 ②団体推薦による応募 ③個人の応募 の3種類の応募方法があります。

○募集用紙を、次のいずれかの方法により取得してご応募ください。

①八峰町農業委員会事務局（八峰町役場2階）で直接受け取る

②郵便による請求

封筒の表に「農業委員募集用紙請求」または「農地利用最適化推進委員募集用紙請求」と朱書きし、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角型2号封筒）を同封してください。

③ホームページからの取得

町ホームページから様式をダウンロードし、A4サイズの普通用紙に印刷してください。

【URL】<http://www.town.happou.akita.jp/>

（八峰町HP【分野】→【行政情報】→【各課から探す】→【農業委員会】）

提出先

○持参の場合

「八峰町農業委員会事務局（八峰町役場2階）」窓口まで

※ 平日の午前8時30分～午後5時15分まで（土日および祝日を除く）

○郵送の場合

〒018-2502 八峰町峰浜目名瀧字目長田118番地 「八峰町農業委員会事務局」宛

注意事項

○農業委員と農地利用最適化推進委員の両方に推薦・応募はできますが、両方の委員を兼務することはできません。

○提出された書類等は返却しません。

○推薦者および応募者の中間経過、結果について、町ホームページにて公開しますので、公表することに同意のうえ応募書類を提出して下さい。

○農業委員の任命後または農地利用最適化推進委員の委嘱後は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない守秘義務があります。この義務はその職を退いた後も同様です。

■問合せ先 八峰町農業委員会事務局 ☎76-4611

支払対象となる災害は？



風害

ひょう害

火災等

（ビニールハウスの保険）

園芸施設共済



詳しくは、秋田県農業共済組合まで
北秋田山本支所 TEL0185(54)5540